



06年11月25日

この度、沼津商工会議所が沼津市商工行政等に関する要望に対して、斎藤衛市長より回答がありました。その中で沼津市商店街連盟の要望順位1位・2位・3位の要望と回答を掲載しました。尚「中心市街地の活性化について」の要望細目は10項目です。

平成18年10月30日

沼津商工会議所

会頭 諏訪部 恭一 様

沼津市長斎藤衛一

平成19年度沼津市商工行政等に関する要望について(回答)

平成18年9月6日付け沼商発第99号にて提出がありました要望書について、下記のとおり回答いたします。

## 1 中心市街地の活性化について

(1)まちづくりの中核施設となる大手町再開発ビルと郊外大型店の出店調整について

(回答)

商業調整的意味合いが強かった旧法(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律)と比較して、現行の大規模小売店舗立地法は、大規模小売店が周囲の環境に与える影響を緩和することを目的としております。そのため、所定の手続きに従って県に届出がなされ、その内容が審査基準に適合すると認められる場合は、原則として出店を妨げる事はできません。また、届出の手続きは法定の期間内に完了することとなり、沼津市としてはこれを遅滞させることはできません。

大手町地区の再開発ビルの役割は、計画地の商業特性を捉え、本施設と街が一体となって「魅力ある中心商業地」を形成するため、既存商業地に新しい集客拠点を創出し、「歩いて楽しい」「回遊性のある」商業地域とすることで、中心市街地に集積する多様な都市機能との相乗効果により商業集客力の強化を図るものであります。これにより、郊外店とは異なる魅力を高め、中心市街地の活性化を促進するものです。

なお、大手町再開発ビルは平成20年春のオープンを予定しておりますが、現段階ではそれ以前に郊外にオープンする大規模小売店の情報はありません。

(担当:商工振興課 再開発課)

#### (5)回遊性のためめ歩きやすい街づくりの推進について

(回答)

沼津市では、沼津駅を中心とした半径約1kmの範囲における駅や歩道などの交通環境のバリアフリー化を推進することを目的とし、いわゆる「交通バリアフリー法」を視野に入れた「沼津駅周辺人にやさしいまちづくり基本構想」の策定を進めており、現在、県と最終調整中です。

ご指摘のとおり、現在の沼津駅南口前交差点につきましては、バリアフリー化されておらず、沼津市が掲げる”人にやさしいまちづくり”の考えに沿った施設であるとは言えません。

そこで、策定中の基本構想案において同交差点を、「2010年(平成22年)までに事業完了は困難であるが、関係する行政機関や団体との継続的な協議・調整を進め、バリアフリー化の可能性を検討し、事業化を推進する」としております。

同交差点のバリアフリー化には、エレベーターの設置スペースの問題や平面横断施設化のための交通渋滞の緩和等・解消すべき課題も数多くありますが、ユニバーサルデザインを推進する沼津市の玄関口にふさわしいものとなるよう、今後も関係機関との協議を続けてまいります。

また、駅前名店街北側街区の歩道についてですが、現在再開発ビル建設に伴、仮囲い等により歩道幅が狭くなっており大変ご迷惑をおかけしております。今後、位置の変更はありますが、新たに歩道を利用できるようにするなど対応に努めてまいります。

(担当:政策企画課 交通対策課)

#### (8)沼津駅(仮設)南北歩行者自由通路の早期実現について

(回答)

沼津駅付近の南北を自由に行き来できることは、歩行者の利便性の向上や南北市街地の一体化により中心市街地活性化に寄与するものであり、沼津市では事業効果や経費等様々な視点から検討を行い、鉄道高架事業に取り組んでいるところです。

本事業完成までの間については、現在、あまねガード南側から沼津駅南口駅前広場までの暫定の直通通路を設置しておりますが、平成20年3月の再開発ビルの完成に併せて、階

段をスロープ等に改良するとともに、安全でより利用しやすい通路を整備してまいります。  
(担当:推進課)